

松戸市新焼却施設整備事業 特定事業の選定について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI法」という。)第 7 条の規定に準じ、松戸市新焼却施設整備事業(以下「本事業」という。)を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定に準じ、特定事業の選定に係る評価結果を公表する。

令和 8 年 1 月 16 日
松戸市長 松戸 隆政

松戸市新焼却施設整備事業

特定事業の選定について

令和8年1月

松戸市

1 事業概要

(1) 事業名称

松戸市新焼却施設整備事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

(3) 公共施設の管理者

松戸市長 松戸 隆政

(4) 事業の目的

本市では、これまで可燃ごみ等について、クリーンセンター（松戸市高柳新田）（以下、「旧施設」という。）と和名ヶ谷クリーンセンターで処理を行ってきた。しかし、施設の老朽化に伴い令和2年3月にクリーンセンターを稼働停止し、現在は和名ヶ谷クリーンセンターのみで処理を行っており、処理しきれない可燃ごみは、ごみ中継施設で積み替えを行い、近隣市等で処理している。

和名ヶ谷クリーンセンターも平成7年の稼働開始から30年余りが経過し老朽化が進んでおり、稼働停止を見据え、新たな処理体制の構築に向けた廃棄物焼却等施設の整備を進める必要があることから、クリーンセンター跡地に新たな焼却施設を整備する。

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、本施設の効率的かつ効果的な設計・建設及び運営・維持管理を行い、本市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。

(5) 事業の内容

① 事業方式

本事業は、PFI法に準じて実施する事業であり、事業者が、本市の所有となる本施設について設計・建設及び運営・維持管理を一括して受託するDBO方式とする。

② 事業期間

・設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和15年12月31日まで（7年間）

・運営・維持管理期間：令和16年1月1日から令和35年12月31日まで（20年間）

なお、事業者提案の採用により、本市が設計・建設期間を短縮した場合、本施設の正式引渡しの翌日から20年間とする。

③ 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計・建設業務

(ア) 各種許認可等

(イ) 土壌汚染調査・対策

(ウ) 解体（旧施設、多目的広場及び事業用地に隣接する敷地内余熱利用施設）

(エ) 設計（補完的な測量・地質調査等、本業務の実施に必要な調査等を含む）

(オ) 敷地造成工事

(カ) 建設

※事業用地に隣接する敷地内に整備する新たな余熱利用施設の責任分界点までの余熱供給配管・電気供給配線等に係る工事を含む。なお、新たな余熱利用施設の詳細は未定。

(キ) 循環型社会形成推進交付金申請手続きの支援

(ク) 一般廃棄物処理施設の設置に係る各種届出等の支援

(ケ) その他関連業務

イ 運営・維持管理業務

(ア) 受付（受付・計量、料金徴収代行、記録・管理）

(イ) 運転管理（運転計画の作成、適正運転、搬入管理、運転管理記録の作成・報告）

(ウ) 用役管理（用役利用計画の作成、用役の確保、用役利用記録の作成・報告）

(エ) 維持管理（点検計画及び維持・補修計画の策定、点検・検査、補修・修繕、消耗品、予備品の調達、管理、点検・補修記録の作成及び報告）

(オ) 余剰電力の売却手続き支援

(カ) 余熱利用管理（発電・余熱供給、余熱利用記録の作成・報告）

※事業用地に隣接する敷地内に整備する新たな余熱利用施設の責任分界点までの余熱供給配管・電気供給配線等の維持管理を含む。

(キ) 運営・維持管理期間の終了時の引継ぎ

(ク) 清掃

(ケ) 安全管理

(コ) 警備

(サ) 運営・維持管理の監視（セルフモニタリング）

(シ) 住民説明（各種協議会等における技術的説明）

(ス) 情報管理（ＨＰ作成・情報公開を含む）

(セ) 住民対応（苦情対応）等（本施設には、本市職員が常駐しないため、代表電話の窓口対応も含むものとする。）

(リ) 見学者対応

(タ) 啓発業務（環境教育及び情報発信）の支援等

(チ) その他関連業務（保険の加入等）

本市が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計・建設に関する業務

(ア) 事前調査業務等（建設用地の確保、測量・地質調査）

(イ) 近隣同意の取得、近隣対応（本市が行うべきもの）

(ウ) 一般廃棄物処理施設の設置にかかる各種届出等

(エ) 環境影響評価

- (オ) 循環型社会形成推進交付金申請手続き
- (カ) 設計・工事監理（モニタリング）の実施
- (キ) その他関連業務

イ 運営・維持管理に関する業務

- (ア) 関連施設への電力の託送
- (イ) 余剰電力の売却手続き
- (ウ) 一般廃棄物等の搬入
- (エ) 副生成物（主灰及び飛灰等）及び金属等の運搬、処分
- (オ) 運営・維持管理の監視（モニタリング）
- (カ) 見学者（行政視察）対応の支援
- (キ) 啓発業務（環境教育及び情報発信）
- (ク) その他これらを実施するうえで必要な業務
- (ケ) その他関連業務（保険の加入等（市が行うべきもの））

2 本市が自ら事業を実施する場合とDBOで実施する場合の評価

(1) 評価方法

本事業をPFI法に準じ、DBO事業として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じて本市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、以下について評価を行った。

- ・本市の財政負担見込額による定量的評価
- ・DBO事業として実施することの定性的評価
- ・事業者に移転するリスクの評価
- ・上記による総合的評価

なお、本市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(2) 本市の財政負担見込額による定量的評価

① 本市の財政負担額算定の前提条件

本事業を本市が自ら実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担額の算定にあたり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

ア 事業費などの算出方法

項目	内訳 (本市が自ら 実施する場合)	内訳 (DBO事業として 実施する場合)	算出根拠
(ア)本施設の整備 に係る費用の 算出方法	設計・建設費	同左	<ul style="list-style-type: none">・プラントメーカーの見積等を基に設定・DBO事業は削減期待値3%分を本市が自ら実施する場合(公設公営方式)から減じて設定
(イ)本施設の運 営・維持管理 に係る費用の 算出方法	運営・維持管理費 ・運営維持管理費 ・人件費(直営分)	運営・維持管理費 ・運営維持管理費 ・人件費(民間分)	<ul style="list-style-type: none">・本市が自ら実施する場合の費用はプラントメーカーの見積等を基に設定・DBO事業の運営維持管理費は削減期待値5%分を本市が自ら実施する場合(公設公営方式)から減じて設定

項目	内訳 (本市が自ら 実施する場合)	内訳 (DBO事業として 実施する場合)	算出根拠
(ウ)資金調達に係る費用の算出方法	交付金 起債 一般財源 交付税措置	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金についてはプラントメーカーの見積から対象額を設定し 1/2 または 1/3 を乗じて設定 ・起債については交付金対象内については交付金を控除した額に対して 90%を、交付金対象外については 75%を充当。償還期間 20 年、利率は起債の近年動向を踏まえて設定 ・一般財源については、設計・建設費より交付金及び起債充当分を除いた額を設定 ・普通交付税の交付団体であるため交付税措置を設定
(イ)SPC 関連費用	—	・ SPC 関連費用 (SPC 経費、利益、法人税等)	<ul style="list-style-type: none"> ・先行事例その他を基に設定
(オ)計画支援事業費	発注経費 設計施工監理費 モニタリング費	アドバイザリー費 設計施工監理費 モニタリング費	<ul style="list-style-type: none"> ・先行事例その他を基に設定 ・設計・建設費等を踏まえ先行事例その他を基に設定

イ VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠
(ア)割引率	0.733%	過去 20 年間の国債(10 年債)の利率から設定
(イ)物価上昇率	—	物価変動に伴う対価の改定を予定していることから、物価上昇率は考慮せず
(ウ)リスク調整値	—	公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

※VFM: Value for Money の略。支払(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給する考え方のこと。ここでは、本市が自ら実施する場合とDBO事業として実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

② 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、本市が自ら実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担額を現在価値換算のうえ比較した。

この結果、本事業を本市が自ら実施する場合に比べ、DBO事業により実施する場合は、事業期間を通じた市の財政負担額が2.85%縮減されるものと見込まれる。

項目	値
(ア)本市が自ら実施する場合 (現在価値ベース)	100.00%
(イ)DBO事業として実施する場合 (現在価値ベース)	97.15%
(ウ)VFM	2.85%

(3) DBO事業として実施することの定性的評価

本事業をDBO事業により実施する場合、本市の財政負担額縮減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

① 設計・建設及び運営・維持管理の効率化

本事業では、事業者が本施設の設計・建設及び運営・維持管理を一貫して実施することにより、設計・建設と運営・維持管理の連携を図ることが期待できるとともに、効果的・効率的な事業の実施が可能となる。

② 長期的な視点に基づく公共サービス水準の向上

長期的かつ包括的な委託を行うことにより、運営・維持管理期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による公共サービス水準の向上が期待できる。

③ リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

(4) 事業者に移転するリスクの評価

DBO事業として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が本市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としている。そのため、事業者が有するリスク管理に関するノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時の被害額の抑制が期待できる。

(5) 総合的評価

本事業は、DBO事業として実施することにより、本市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、2.85%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をDBO事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条に準じて特定事業として選定する。